

令和 8 年度公民連携による京町家の保全・継承手法の検討業務
受託候補者選定実施要領

制定 令和 8 年 3 月 3 0 日

(趣旨)

第 1 条 この実施要領は、令和 8 年度公民連携による京町家の保全・継承手法の検討業務の委託について、まち再生・創造推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(委託費用の上限)

第 2 条 要綱第 3 条に規定する委託費用の上限は、19,800,000 円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(受託希望者の募集)

第 3 条 要綱第 4 条第 8 項に規定する受託希望者の募集は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 要綱第 4 条第 4 項に定める提案書の提出は、令和 8 年 4 月 1 7 日（金）午後 5 時までに、次に掲げる事項を記載した提案書に、業務実績に係る契約書の写し及び仕様書等の業務内容がわかる資料その他これらに類する資料並びに受託希望金額に係る見積書その他必要な書類を添えて提出するものとする。

ア 本業務を実施する場合の体制及び業務実績

イ 業務提案

ウ 受託希望金額

エ 本提案に関する連絡先

(2) 要綱第 4 条第 5 項に定める質問は、令和 8 年 4 月 6 日（月）午後 5 時までに、行わなければならないものとする。

(3) 要綱第 4 条第 6 項に定める質問及びその回答の内容のホームページでの公開は、令和 8 年 4 月 1 0 日（金）午後 5 時までにを行うものとする。

(受託候補者選定委員会)

第 4 条 要綱第 5 条第 7 項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 都市計画局まち再生・創造推進室都市の未来創造担当部長

(2) 都市計画局まち再生・創造推進室再生・創造企画課長

(3) 都市計画局まち再生・創造推進室京町家保全継承課長

(受託候補者の選定等)

第 5 条 要綱第 5 条第 11 項に規定する選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第 3 条第 1 号アからウまでに掲げる事項を評価する。

- (2) 前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価する。
- (3) 受託候補者選定委員会は、第1号及び第2号の規定に基づき実施した各委員の評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合にあつては、応募条件を緩和する余地がなく、更なる周知活動を行った場合においても当該受託希望者の他の者からの応募の可能性があると判断できない場合は、本業務を適切に履行する能力を有するか総合的に判断したうえで、当該受託希望者を受託候補者として選定する。
- (5) 受託候補者選定委員会は、前2号の規定により選定しようとする者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないなど本業務の履行に支障があると認められる場合においては、前2号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。
- (6) 前号の規定により受託候補者を選定しないこととなる場合には、次に評価点の高い者を受託候補者として選定するものとする。この場合においては、第3号ただし書並びに前号及びこの号の規定を準用する。

附則

この実施要領は、決定の日から施行し、令和8年度公民連携による京町家の保全・継承手法の検討業務の委託に関して適用する。

(別表)

評価項目／評価事項		評価基準	配点	評価	評価点
業務実績	提案事業者の同種類似業務の実績	A:同種2件以上 (6) B:同種1件以上 (3) C:類似1件以上 (0)	6		
	総括責任者の同種類似業務の実績	A:同種1件以上 (6) B:類似1件以上 (3) C:実績なし (0)	6		
	主任技術者の同種類似業務の実績	A:同種1件以上 (6) B:類似1件以上 (3) C:実績なし (0)	6		
業務提案	業務全体の実施方針	A:非常に優れている (8) B:優れている (6) C:普通 (4) D:やや劣っている (2) E:劣っている (0)	8		
	業務全体の実施体制	A:非常に優れている (8) B:優れている (6) C:普通 (4) D:やや劣っている (2) E:劣っている (0)	8		
	業務全体の実施工程	A:非常に優れている (4) B:優れている (3) C:普通 (2) D:やや劣っている (1) E:劣っている (0)	4		
	公民連携による京町家の保全・継承のスキーム検討に係る実施手法	A:非常に優れている (20) B:優れている (15) C:普通 (10) D:やや劣っている (5) E:劣っている (0)	20		
	京町家の保全・継承に係る社会的インパクト指標の検討に係る実施手法	A:非常に優れている (20) B:優れている (15) C:普通 (10) D:やや劣っている (5) E:劣っている (0)	20		
	検討会議（仮称）の構築・運営に係る実施手法 ・委員候補のイメージ、会議における検討プロセス（検討内容等）	A:非常に優れている (10) B:優れている (8) C:普通 (6) D:やや劣っている (4) E:劣っている (0)	8		
	検討会議（仮称）の構築・運営に係る実施手法 ・共感を得るイベント等の工夫	A:非常に優れている (10) B:優れている (8) C:普通 (6) D:やや劣っている (4) E:劣っている (0)	8		
本店等の所在地	京都市域内に本店又は支店を有している (2) 上記以外 (0)	2			
見積金額	A:最低金額以上、 (最低金額+(予定価格-最低金額)×1/5)未満 (4) B:(最低金額+(予定価格-最低金額)×1/5)以上、 (最低金額+(予定価格-最低金額)×2/5)未満 (3) C:(最低金額+(予定価格-最低金額)×2/5)以上、 (最低金額+(予定価格-最低金額)×3/5)未満 (2) D:(最低金額+(予定価格-最低金額)×3/5)以上、 (最低金額+(予定価格-最低金額)×4/5)未満 (1) E:(最低金額+(予定価格-最低金額)×4/5)以上、 予定価格以下 (0)	4			
合 計			100		